

2020年（令和2年）10月以降

年末調整手続の電子化

生命保険料控除証明書など 電子データによる提出が可能になります

（1）年末調整手続の電子化とは

年末調整では、従業員が保険会社等から控除証明書を郵送で受け取り、記載内容を保険料控除申告書等の書類に転記し、控除額を計算・記入後、控除証明書とともに会社へ提出します。会社は、申告書の内容と控除証明書を確認し、年税額を計算します。

令和2年10月以降の年末調整から手続きが電子化され「従業員から会社へ」の流れが電子で行えるようになります。（下記図）

年末調整手続の電子化には、次のようなメリットがあります。

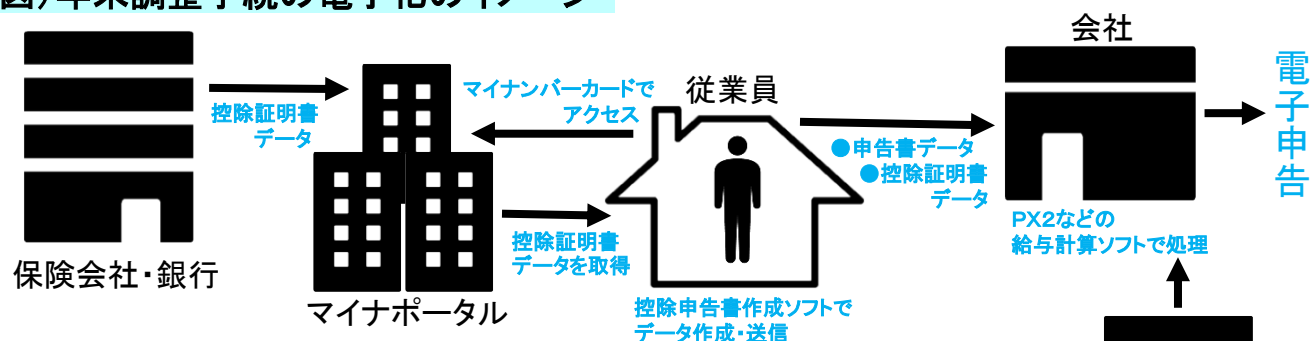
- ①従業員→控除証明書の数字などを手書き・入力する必要がなくなる。
- ②企業→事務負担が軽減される。控除証明書の現物保管が不要になる。
- ③保険会社→証明書の郵送が不要になる。

（2）控除証明書（データ）の取得方法

保険会社のホームページ等から取得するか、「マイナポータル」（政府が運営するオンラインサービス）によって、複数の証明書を一度に取得することができます。

ただし、マイナポータルのアクセスには、マイナンバーカードが必要です。

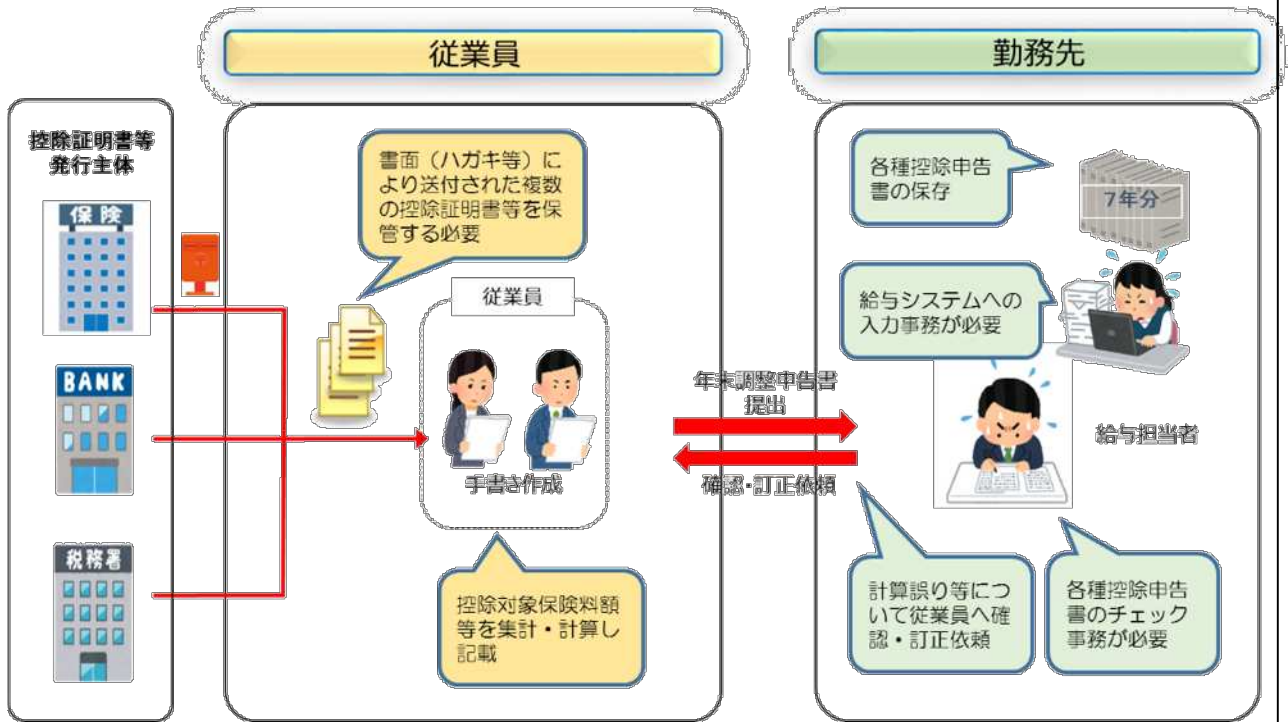
（図）年末調整手続の電子化のイメージ



- ① 従業員は、控除証明書データをマイナポータル等から取得し「控除申告申告書作成ソフト」に取り込んで申告書データを作成、控除証明書データとともに会社へ提出（送信）する。
- ② 会社は、提出（送信）された申告書データと控除証明書データを確認し、従前とおり、「給与計算ソフト」（PX2やPX4クラウド等）を利用して、年末調整処理と法定調書の電子申告を行う。

年末調整手順の電子化概要図

これまで（電子化前）



令和2年10月以降（電子化後）

